

評価調書(県総合評価調書)

【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	しまね国際センターは、設立以来20年以上にわたり、本県の国際交流や国際協力推進の中核組織として、島根県の国際化推進に先導的な役割を果たしてきたが、社会経済情勢や県民ニーズの変化、新公益法人制度の施行等をうけて、団体のあり方について検討を重ねてきたところである。 具体的には、県改革推進会議・行政改革専門小委員会「公の施設及び外郭団体の見直しに係る提言」(平成20年11月)や、文化国際課「(財)しまね国際センターのあり方に関する提言」(平成23年3月)に基づき、国際交流及び在住外国人支援(多文化共生)事業について、県との役割分担を検討してきたところである。 平成24年4月には公益財団法人移行を契機として、広く県民を対象とする国際交流及び国際理解を進める業務は県主体に転換し、同団体においては、年々複雑化する外国人住民に対する生活相談及び解決に至るまでの一貫した総合的支援や、減災対策及び災害支援に係る業務を中心にすることとなった。 今後とも、外国人住民支援、多文化共生の地域づくりを先導的に推進する当該団体の役割は大きい。	A
組織運営	設立当初、理事長には知事が就任していたが、平成16年3月以降、民間人を登用し、他の理事についても県職員は就任しないこととした。 また、平成22年度から西部支所の組織体制を見直し(職員3名→1名に削減)、スリム化を図った。ただし、センター本所との連絡体制の強化等により、円滑・効率的な事業運営に努力している。 さらに、センター本所においても平成23年度、24年度と職員を1名ずつ削減し、人件費の圧縮に努めながら、管理業務の一部外注化により職員が国際化事業に専念できる体制づくりを行うなど、効率的な組織運営に努めている。 県の人的関与について 平成15年度をもって県派遣職員を引き上げ、16年度をもってバスポートセンターとの兼職を解き、県の人的関与を大幅に引き下げた。	B
事業実績	(1)多文化共生地域づくり事業：在住外国人の生活支援に重点を置き、英語・中国語・タガログ語による相談員を配置して273件(平成23年度273件)の相談に対応した。困難な事例については、警察、労基署、法テラス、社協など連携体制を整えたことで、解決に向けた対応が可能となった。また、外国人住民への情報提供として、ホームページの多言語化及び外国人視点での発信を行うとともに、登録者向けに携帯端末を利用した多言語メールマガジンでの情報発信を行っており、日常の生活情報に加え、緊急時の情報提供を行うことで安全確保に有用と考える。 さらに、災害時に外国人を支援する日本人サポーターや永く県内に在住するなどリーダー役となる外国人の養成講座の開催など、減災・防災対策の視点による多文化共生の推進にも努めている。 (2)国際交流・協力事業：助成事業の実施により、各地域の民間団体等への積極的な支援を行うとともに、海外からの研修員2名を受入れ、国際貢献活動を推進した。	A
財務内容	同団体は収益につながる事業に乏しく、県が委託している多文化共生推進事業や国際交流・協力事業等が財団事業の大半を占め、基本財産の運用収益減により収支不足が生じた場合には、県が造成補助した運用財産の取崩しにより補填しており、将来に向けた安定的な経営が課題とされてきた。 しかしながら、平成20年度以降は人件費の縮減や事業の見直しによる経営改善の結果、運用財産の取崩し額の圧縮がなされ、平成22年度以降は運用方法の見直しにより運用収益も上がり取崩しも行われなかったなど一連の経営努力により収支状況の改善が図られた点は評価できる。 また、平成24年3月には、事務所を市町村振興センターから県有施設の「しまね国際研修館」に移し、一層の経営改善が図られたところであり、公益財団法人への移行に併せ、中長期的な視点に立った自立的な運営がなされている。 県の財政的関与について 事業費、管理費及び人件費の大半を県委託料で賄うほか、県・市町村・民間団体等が出資した基金運用を行い、運用収益減により収支不足が生じた場合には県が造成補助した運用財産の取崩しにより補填している。	B

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
団体の経営評価報告書における総合評価について	事業の推進:県との役割分担の明確化、外国人住民に対する生活支援の積極的な推進 組織管理:新公益法人への移行 財務:基本財産の効果的な運用	外国人住民に対する相談及びケースワーク機能の強化、生活ガイド、災害時支援機能の充実などを関係機関と連携・協力し、積極的に展開する。 平成24年4月1日、公益法人に移行済み。今後は公益性を一層高め、外国人住民のセーフティネット機能の充実を図る。 基本財産は、国債・地方債を中心に積極的な運用に努める。	事業の見直しや事業費の縮減、組織・人員のスリム化・効率化を行っているが、主たる収益事業がないため、積極的な基金の運用に努め運用財産の取崩しを抑制すること
総合コメント	平成24年度は、公益財団法人への移行を契機として、従前より団体の課題であった県との役割分担の明確化が図られ、新たなスタートを切ったところである。 当該団体は、外国人住民に対する生活相談及び解決に至るまでの一貫した総合的支援や、減災対策及び災害支援に係る業務を中心に事業を展開しているが、外国人住民からの相談等は年々複雑化しており、団体の果たす役割は大きい。 収支状況の改善策においては、平成20年度からの人件費・事業費の縮減に加え、平成22年度には財産運用方法の見直しによる積極的な運用の実施、平成23年度には事務所移転によるさらなる経費削減努力もなされ、団体の安定運営に向けた対応が図られているところであるが、今後とも効率・効果的な事業の実施や経費の縮減など、継続的な経営努力をしていく必要がある。		